

沖縄に係る関税制度上の特例措置（選択課税制度）

令和2年11月9日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
内閣府
財務省関税局

1. 現行制度の概要

選択課税制度は、沖縄の総合的かつ計画的な振興を図ること等を目的とする沖縄振興特別措置法（以下「沖振法」という。）に基づき、関税制度上の特例措置として、関税暫定措置法（以下「暫定法」という。）にその具体的な内容及び適用期限が定められているところ、令和3年3月31日に2年間の適用期限が到来する。

同制度は、国際物流拠点産業集積地域の保税工場等において、外国貨物を原料として加工又は製造された製品を国内に引き取る際に課される関税について、原料に対する関税率（原則）と製品に対する関税率のいずれか低い方を輸入者が選択できる制度である。

2. 改正要望の内容

内閣府及び経済産業省は、選択課税制度について、沖振法の適用期限である令和4年3月31日まで1年延長することを要望している。

3. 検討

選択課税制度は、沖振法に基づく国際物流拠点産業集積地域に関する各種税制上の特例措置の一環であり、同地域における企業誘致等の観点から一つの魅力となっている。

沖振法の適用期限は令和4年3月31日まで残されており、沖縄の特殊事情に大きな変化がない状況においては、国際物流拠点産業集積地域に関する他の税制上の特例措置の延長期限と併せ、選択課税制度の適用期限を延長することが適当であると考えられる。

4. 改正の方向性

沖縄の歴史的・地理的な特殊事情に鑑み、沖縄の振興に寄与するため、現在講じている関税制度上の特例措置（選択課税制度）について、1年延長することが適当ではないか。